

2026

1

KAWASAKI

川崎南法人会だより



謹賀新年

ホームページも是非ご覧ください

川崎南法人会

検索

<https://km-hojinkai.or.jp>

表紙写真：川崎ブレイブサンダース 提供 ©KBT

発行所／公益社団法人川崎南法人会 編集兼発行人／広報委員会
 川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階 <https://km-hojinkai.or.jp>
 TEL : 044-276-8731 FAX : 044-276-8738

新年のごあいさつ	2
令和7年度納税表彰式	3
川崎市立富士見中学校の紹介	4
確定申告は自宅から！	10
職場におけるパワハラ	11
健康診断結果のご相談	12
活動報告	13
法人会からのお知らせ	14
新入会員のご紹介・主要行事予定	15



新年のご挨拶

公益社団法人 川崎南法人会 会長 鈴木 慎二郎

新年明けましておめでとうございます。会員の皆さんには、輝かしい新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。また、平素より当会の活動に格別にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、研修や交流事業など、皆さまのお力添えのおかげで活気ある一年となりました。

さて法人会は税を考える公益法人として税制改正に関する提言を行い、昨年も川崎市、川崎市議会、国會議員へ税制改正要望を提出してきました。持続可能な社会保険制度の確立、金利のある世界への回帰、中小企業の活性化に資する税制本格的な事業承継税制の確立が令和8年度税制改正のスローガンです。

今後も税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行ってまいります。

租税教育についても、次代を担う子供たちが、税の重要性を正しく理解し関心を持てるよう、女性部会、青年部会が地元小学校を訪問し、「租税教室」を開催。「税の絵はがきコンクール」も今年で16回目となり、各小学校より沢山の応募をいただきました。

また11月には「税を考える週間」行事の一環といたしまして、川崎南税務署 内田署長による「税のよもやま話」と題して講演会を開催いたしました。

私ども川崎南法人会は引き続き社会に貢献する組織であり続けたいとの思いをもって、税を中心に地域に密着した活動を展開していきます。

会員の皆様には本年も是非、様々な事業にご参加いただき、楽しみながら充実した時間を過ごして頂きたいと思います。結びとりますが、新しい年が明るく、輝かしい年となることを切望すると共に、会員の皆様方の事業のますますの繁栄を心から祈念申し上げ、新年の挨拶とさせて頂きます。

新年のご挨拶

川崎南税務署長 内田 義彦

新年明けましておめでとうございます。

令和8年の年頭に当たり、謹んでお祝い申し上げます。

鈴木会長をはじめ、公益社団法人川崎南法人会の皆様方には、日頃から税務行政全般の円滑な運営に対して、深い御理解と多大なる御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

特に「川崎市民祭り」や「幸区民祭り」といった地域イベントにおける税の啓蒙活動のほか、管内小学校の租税教室への講師派遣、「税に関する絵はがきコンクール」の開催など租税教育活動にも積極的に取り組まれておられますこと、深く敬意を表します。

さて、川崎南税務署といたしましては、本年も税務行政のDXの更なる推進に取り組んでまいりますが、「事業者のデジタル化促進」を更に進めていくためには、税のオピニオンリーダーである貴会の皆様のお力が極めて重要なものであると考えております。したがいまして、本年も、「All e-Tax」による申告やキャッシュレス納税などの利用について、皆様のみならず、同業や取引先の方にもお声掛けいただくなど、従来以上の御協力を賜りますようお願いします。

また、まもなく令和7年分の確定申告の時期を迎えます。私どもといたしましては、引き続き自宅等からのe-Tax申告を推進していくこととしていますので、給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出いただくとともに、従業員の皆様に対しまして、自宅等からのe-Tax、特にマイナンバーカードを利用したスマホ申告を積極的に呼びかけていただきますようお願いいたします。

ところで、昨年一年間を振り返りますと、例年を大きく上回る記録的な猛暑を経験しましたし、各地では大規模火災や地震・台風といった自然災害の恐ろしさとこれらに対する備えの重要性を改めて認識した年でもありました。

一方で、大阪・関西万博が大盛況となり、日本と世界がつながり未来への可能性を国内外の多くの人と共有できた年となりました。さらに、大谷翔平選手をはじめとするスポーツ界の大活躍は、私たちに大きな誇りと希望を与えてくれました。

そのような中で迎える本年の干支は、丙午（ひのえうま）です。「丙午」の言葉の謂を調べてみると、一説によれば「丙」は十干では「陽の火」を示し、「太陽のような明るさ・エネルギー・強い意志」を象徴しており、また「午」は十二支で「躍動・前進・行動力や生命力」を表すとされており、こうした組み合わせから勢いや活力が最大化する年であると言われているようです。

私どもも、この丙午の年の気を胸に、皆様とともに、ポジティブに熱い情熱を持って円滑な税務行政に取り組んで参ります。

結びに当たりまして、本年が公益社団法人川崎南法人会の皆様方にとりまして、幸多き年となりますよう心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

令和7年度 納税表彰式

11月12日（水）川崎市役所本庁舎に於いて、川崎南税務署管内の令和7年度納税表彰式が開催されました。日頃から法人会活動に積極的に参加され税務行政に協力、納税道義の高揚と税務知識の普及に功績のあった方々に対して、署長表彰並びに感謝状が贈られました。



川崎南税務署長表彰 受彰者



小山 宏明
小山塗料(株)



角田 健藏
ティーケーユー
サービス(株)



横山 伸泰
(医) 社団育成会
鹿島田病院



押山 兼二
山兼(株)



山崎 洋介
九重運輸(株)



川崎南税務署管内
関係民間団体長会

神奈川県知事納税功労表彰

11月6日（木）神奈川県
庁本庁舎にて神奈川県知事
納税功労表彰式が行われ川
崎南法人会の伊藤副会長が
受彰されました。



伊藤 康人
八巧機電設備(株)

神奈川県川崎県税事務所長納税功労表彰

11月19日（水）高津県
税事務所にて神奈川県川崎
県税事務所長納税功労表彰
式が行われ川崎南法人会の
松井理事が受彰されました。



松井 秀之
松井工業(株)

川崎南税務署からのお知らせ

確定申告は自宅から！

次の **必要なもの** を用意すればマイナンバーカードとスマートフォン又はパソコンを利用して自宅からいつでもe-Taxによる確定申告ができます。

必要なもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードの2つのパスワード
 - ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- スマートフォン

スマートフォン専用アプリ「マイナポータル」のインストールが必要です。
- 源泉徴収票などの確定申告書作成時に必要な書類

確定申告書等 作成コーナー



マイナポータル連携 でさらに便利に！

マイナポータル
連携の詳細は
こちらから→



税理士による無料申告相談

～無料で座って税理士に相談の上、確定申告書を作成・提出できます～

期間	会場	時間	相談できる方(注1)
令和8年2月2日(月) ～ 2月6日(金)	幸区役所 4階会議室 川崎市幸区戸手本町1-11-1	午前9時30分から午後3時まで 【事前申込をお願いします】	①年金受給者 ②給与所得者 ③小規模納税者(注2)

事前申込

- 2月5日(木)～6日(金)は①、②のみ相談を受け付けます。
- 混雑回避のため、オンラインによる事前申込が必要です。
- オンラインによる事前申込は、令和8年1月13日(火)から可能となります。
詳細につきましては、右の事前申込サイトを参照願います。
- オンラインによる事前申込サイトの操作方法についてのお問合せは、
【050-1792-4600】(受付時間：平日午前10時～正午、午後1時～午後4時)
へお願いします。
- 税務署等で電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。

事前申込サイト

下記のいずれかのサイトから事前申込をお願いいたします。

無料申告相談専用
LINE事前申込

Web事前申込



その他

- 持ち物は、上欄「確定申告は自宅から！」の「必要なもの」を参照してください。
- 申告書等の提出のみは、受け付けておりません。
- 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、オンラインによる事前申込をご利用ください。

(注)1 住宅借入金等特別控除初年度の方、土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方は対象とはなりません。
また、贈与税及び相続税の相談は受け付けていません。

2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。



身近な法律相談

職場のパワーハラスメント（パワハラ）の相談が最近増えております。パワハラの被害に遭っている方や逆にパワハラをしたと疑われている方からの相談などどちらの立場からの相談もあります。

そこで、今回は、職場におけるパワハラについて、厚生労働省の見解も踏まえて、確認していくことにしましょう。

Q① 職場のパワハラとは、どういうものですか。

A① 労働施策総合推進法30条の2第1項に規定されています。パワハラとは「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されること」と定義されています。すなわち、職場におけるパワハラとは、①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの、であり、①～③の3つの要素を全て満たすものとされています。

Q② 特に、多く相談がありそうな、②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動というはどういうものがありますか。

A② 社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要性がない、又はその態様が相当でないものをいいます。

この判断は大変微妙なものがあります。厚生労働省の見解では、様々な要素を総合的に考慮することが適当とされています。様々な要素としては、当該言動の目的、当該言動を受けた労働者の問題行動の有無や内容・程度を含む当該言動が行われた経緯や状況、業種・業態、業務の内容・性質、当該言動の態様・頻度・継続性・労働者の属性や心身の状況、行為者の関係性等が挙げられています。

Q③ そうすると、問題の労働者に対する業務指示や指導はパワハラには該当しないのではないでしょうか。

A③ そのとおりですが、そのことを客観的に証明できるようにしていく必要がありますし、業務指示や指導であっても、必要かつ相当な範囲を超えないように注意をしていく必要があります。

Q④ パワハラに該当する例として、どのようなものがありますか。

A④ 厚生労働省が挙げている代表的な言動の類型は、以下の6つです。

- ① 身体的な攻撃（暴行・傷害）
- ② 精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）
- ③ 人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）
- ④ 過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）
- ⑤ 過小な要求（業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）
- ⑥ 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

Q⑤ 特に、多く相談がありそうな、②精神的な攻撃の具体例にはどのようなものがありますか。

A⑤ 厚生労働省の挙げている代表例は以下のとおりです。なお、以下は、あくまでも代表例ですので、個別に当該言動を検討していく必要があります。

- ① 人格を否定するような言動を行う。相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む。
- ② 業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行う。
- ③ 他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責を繰り返し行う。
- ④ 相手の能力を否定し、罵倒するような内容の電子メール等を当該相手を含む複数の労働者宛てに送信する。

健診後の“どうしたらいい？”を オンラインで解決

～健康のフォローアップを効率的にサポートします～



健診後の再受診やがん検診は、忙しく働く方々にとって大きな負担になります。当クリニックでは、オンライン診療を導入し、来院前に専門医と相談・検査予約を行うことで効率的にサポートいたします。

◆ 健康診断結果のご相談

健診結果で「要再検査」となっても、放置していませんか？

まずは検査結果をもとに医師と診察・相談の上、様子を見る、または検査を行いましょう。

◆ オーダーメイドのプラチナがん検診

通常のがん検診は、年齢や性別ごとにある程度決まった検査項目（例：胃カメラ、大腸カメラ、マンモグラフィーなど）が設定されています。ご家族の病歴や生活習慣は人それぞれ。オーダーメイドがん検診は、あなたに合わせた“無駄のない検査”で、効率的ながんの早期発見を目指します。

[プラチナがん検診の検査項目»](#)



◆ お腹についてのご相談（消化器外科専門医による診察）

保険診療による診察（消化器系に限る）も行っています。

日常で起こる腹痛、胃痛などの症状についても受診可能です。

◆ オンライン診療について

お申込みは、右記 QR の予約サイトからメニューをご選択ください。
料金は項目ごとに異なります。保険診療の場合は、法令に基づいて算定されます。



通院回数を減らし、
業務への影響を
最小限に

自宅・職場から
医師に相談でき、
受診しやすい

働き盛り世代の
がん・消化器疾患の
早期発見に貢献



【担当医師】
院長 関川 浩司



従業員の健康管理を支える福利厚生として、契約のご相談も可能です。
お気軽にご相談下さい。

社会医療法人財團 石心会

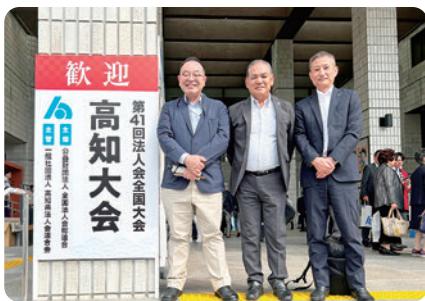
第二川崎幸クリニック

☎ 044-511-1322 (代表)





10.8 初級簿記講習会
(講師:税理士 小川泰幸 氏)



10.16 第41回法人会全国大会
(高知大会)



10.18 幸区民祭
(幸区役所周辺)



10.21 社員研修講座
(介護問題、認知症対策緊急講座)



10.29 社員研修講座
(評価をしない評価制度)



11.1 かわさき市民祭り
(富士見公園周辺)



11.2 海外研修旅行
(台湾3泊4日)



11.6 11.21 源泉部会研修会
(年末調整等説明会)



11.13 厚生委員会主催 ゴルフ大会
(立野クラシック・ゴルフ俱楽部)



11.17 税を考える週間協賛行事
(内田税務署長講演会)



11.17 税を考える週間協賛行事
(川崎南税務署)



12.2 パソコン講習会
(エクセル基礎講座)



11.24 日帰りバス研修旅行 (房総みかん狩りと浜焼き)

12.3 川崎南・北・西3法人会にて
税制改正提言書提出（川崎市議会）12.5 税制改正提言書提出
(川崎市福田市長)10.28 一泊研修旅行
(静岡県伊豆方面)

女性部会 活動報告



11.11 講師研修会（ヨネスケ氏講演会）

11.21 全国青年の集い
(山梨大会)

生活習慣病健診のお知らせ...

令和8年 法人会“春”の生活習慣病健診の
日程が決まりました。

健診日：令和8年3月9日(月) (受付時間9:30～11:00)

令和8年3月13日(金) (受付時間9:30～11:00)

場 所：川崎市産業振興会館 幸区堀川町66-20

※詳細は後日、会員様に郵送してご案内いたします。まだ法人会の生活習慣病健診をお受けになられていない方はこの機会に是非どうぞ。



川崎南法人会からのお知らせです

法人会では、税務協力団体としての役目を果たすべく、各種情報発信を行っております。

会員企業のみなさまには、今後も継続して有益な税に関する情報を直接お届けする活動を行ってまいります。

右の冊子につきまして、必要な会員企業さまに無償でご提供いたします。
(送料含無料)

ご希望の方は、法人会事務局までFAXを頂くか、メールにて会社名、ご担当者さま、ご住所、連絡先、必要冊子名及び部数をお知らせください。



【法人会事務局】FAX: 044-276-8738 Eメール info@km-hojinkai.or.jp

新入会員のご紹介

(令和7年10月1日～11月30日)

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
南2	(株) M . A	松 田 貢	小田5-10-19	清業者	(株) S S R
中央	ウ イ ソ フ ト (株)	崔 国 棟	池田2-6-7	ソフトウェア開発	大同生命保険(株)
幸4	(有) オ ー ・ エ ヌ ・ エ ス	岡 本 武	南加瀬4-9-17-2	総合ビル管理	A I G損害保険(株)
東2	(有) カ ツ マ タ	勝 俣 圭 司	池上新町2-13-1	金属加工	古 名 建 設 工 業
南3	(株) J C P	神 田 直 美	大島2-1-7 M. Kビル	建設業	大同生命保険(株)

川崎南法人会 主要事業予定

令和8年1月

7日(水)

● 第5回 広報委員会

会場：川崎南法人会会議室
時間：16:00～17:00

13日(火)

● 新入会員歓迎会

テーマ：税務調査について
講師：川崎南税務署担当官
会場：川崎日航ホテル
時間：15:30～16:30

13日(火)

● 新年賀詞交換会

会場：川崎日航ホテル
時間：17:00～



15日(木)

● 決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎市産業振興会館
時間：13:30～16:30

20日(火)

● 新設法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：カルツツカワさき
時間：13:30～16:15

23日(金)

● 源泉部会 研修会

テーマ：グレーゾーン事例で学ぶ
　　ハラスマント防止研修
講師：社会保険労務士 志田 淳 氏
会場：カルツツカワさき
時間：14:00～16:00

2月

6日(金)

● 女性部会 新年会

会場：未定
時間：17:00～

13日(金)

● 社員研修講座

テーマ：正しい日本語、言葉づかい
講師：オフィスローラ代表
花田 恵美 氏
会場：カルツツカワさき
時間：14:00～16:00

16日(月)

● 決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：カルツツカワさき
時間：13:30～16:30

17日(火)

● 源泉部会 研修会

テーマ：退職所得の源泉徴収事務
講師：川崎南税務署担当官
会場：川崎市産業振興会館・オンライン
時間：14:00～16:00

19日(木)

● 救急救命講習会

会場：カルツツカワさき
時間：13:00～16:00

● 税務無料相談 ●

相談日

1月の相談日／20日(火)
2月の相談日／10日(火)

午後1時～3時

相談については、事前に事務局までご連絡ください。

場所

公益社団法人 川崎南法人会事務局 044-276-8731
川崎市幸区堀川町66-20(川崎市産業振興会館5F)

● 法律無料相談 ●

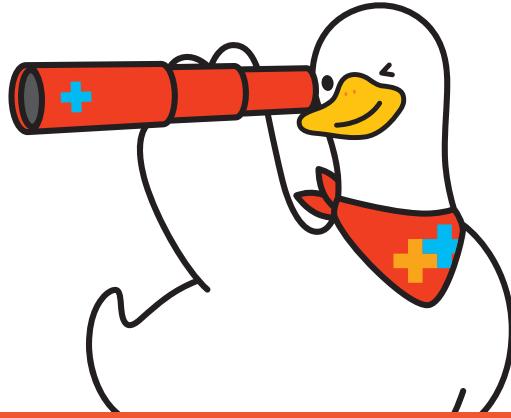
相談日

ご希望の日程、時間をお知らせください
お気軽にご相談ください

場所

横浜総合法律事務所
横浜市中区日本大通11 横浜情報文化センター11F
相談については、事前に事務局までご連絡ください。

資産形成と保障のハイブリッド



見通しのきかない未来に、 堅実で柔軟な安心を。

特長1

増やす

将来に向けた資金を確実に増やすことができます。



保険料払込期間中に解約した場合、解約払戻金額は既払込保険料を下回りますのでご注意ください。

選ぶ

将来、必要な保障にあわせて
ご希望のコースを選択できます

介護

死亡

医療

年金

※コース変更時における保障額が所定の金額を下回る場合などには、
ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。

特長2

備える

万が一のときの死亡保障に加え、
介護保障にも備えられます。

※40歳未満は、介護保険金の支払対象外です。

無告知で

加入時も、将来コースを選択する際も、
健康状態に関する告知は不要です

※今までに公的介護保険制度の要支援・要介護の認定を受けたことがある、
または、申請中の場合はお申込みいただけません(加入後に同様の状態に
該当した場合は、「介護重点保障コース」への変更はできません)。

ご契約例



契約者・被保険者
男性 30歳

基本保険金額 500万円
月払保険料 7,850円
(個別／団体取扱)

- 保険期間：終身
- 保険料払込期間：60歳払済
- 保障移行可能年齢：60歳
[各コースへ変更が可能になる年齢]
- 累計払込保険料：2,826,000円

既払込保険料
解約払戻金
介護保険金
死亡保険金
災害死亡保険金

イメージ図 「介護保障・死亡保障」をそのまま継続(介護・死亡同額保障コース)した場合

60歳で解約した場合

60歳の契約応当日当日(*)の解約払戻金
3,577,140円
累計払込保険料 2,826,000円

約75.1
万円UP

戻り率
126.5%

70歳で解約した場合

70歳の契約応当日前日の解約払戻金
4,050,205円
累計払込保険料 2,826,000円

約122.4
万円UP

戻り率
143.3%

(*) 60歳の契約応当日前日までに
解約した場合、解約払戻金額は
表示額より少なくなります。

30歳(契約年齢) ! 保険料払込期間
60歳(保障移行可能年齢)

解約払戻金

介護保険金
死亡保険金
基本保険金額
500万円

一生
生涯
保障

保険料払込期間中に解約した場合、
解約払戻金額は既払込保険料を下回ります。



- 介護保険金は、公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたときにお支払いします。
- 戻り率は、戻り率=解約払戻金額÷累計払込保険料×100として表示しています。戻り率はご契約内容などによって異なります。
- 解約払戻金をお受取りいただいた場合、その後の保障はありません。
- 記載の保障内容などは、契約日が2025年9月2日以降の保険契約に適用となります。
- 記載の保険料は、契約日が2025年9月2日以降の保険契約に適用となる保険料率です(ただし、アフラックは将来新たな保険契約に対して保険料率を変更する場合があります)。

◎記載以外の保険料などについては募集代理店までお問い合わせください。 ◎詳しくは「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受
保険会社

Aflac

アフラック

横浜総合支社 〒220-0011 横浜市西区高島1-1-2 横浜三井ビルディング19F

法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索

